



# 生物多様性の価値評価を巡る国内外の動向について

令和 7年 9月  
環境省自然環境計画課



# 1. 2030年ネイチャーポジティブと生物多様性クレジット等

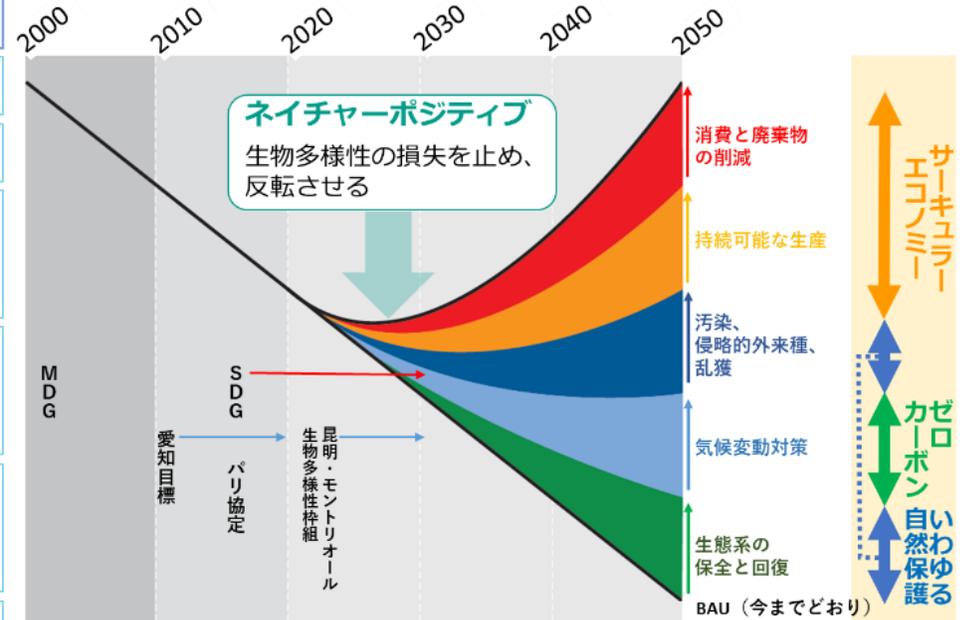
- 2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、30by30や劣化地の再生など具体的な場の保全・回復等にかかる取組、それらに対する資源動員が重要とされている。
- このための手段の一つとして、気候変動の分野で成功を収めた価値取引（クレジット等）が注目を集めている。

## 昆明－モントリオール生物多様性枠組（GBF）

### 2030年ミッション ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

ターゲット2 劣化地再生	劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
ターゲット3 30by30	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及び OECMにより保全
ターゲット14 公的な活動及び民間の活動	生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
ターゲット15 ビジネスの変革	事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
ターゲット18 インセンティブ	生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
ターゲット19 資金動員	あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加（※民間資金の活用や生物多様性オフセット・クレジット等を含む）



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳  
出典「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に作成

ネイチャーポジティブには、保全だけでなく回復・創出する取組への資源動員が重要！

## 2. 国外の状況 — 生物多様性クレジットにかかる国際的な規範形成

- 2024年に、IAPBが、BCAとWEF\*と共同で「生物多様性クレジット市場のための枠組」を公表するなど、生物多様性クレジット等について国際的な規範化・標準化の動きが始まっている。
- 同枠組では、生物多様性クレジットの3つの利用目的と21のハイレベル原則（HLP）が示されている。カーボンクレジットと異なり、地域性が比較的高いことから、地域を超えた補償を認めるべきでない旨が述べられている。

\* IAPB : International Advisory Panel on Biodiversity Credits、BCA : Biodiversity Credit Alliance、WEF : 世界経済フォーラム

### IAPBの生物多様性クレジット市場のための枠組の概要

生物多様性クレジットの利用目的		①自然目標へのエビデンスに基づく貢献 ②生物多様性影響の現地でのオフセット ③サプライチェーン内でのインセット		生物多様性クレジットとカーボンクレジットの比較（概要）		
ハイレベル原則（HLP）	1. 自然に対して検証された成果	概要：すべてのクレジットが確実な成果をもたらすよう、厳格な測定、検証、確認を行う。	HLP1：生物多様性の目的と活動タイプの定義 HLP2：要求の誠実性（integrity）と緩和階層 HLP3：クレジットの発行と追跡 HLP4：事前と事後のクレジット HLP5：追加性 HLP6：ベースライン HLP7：耐久性（Durability） HLP8：漏洩（Leakage） HLP9：モニタリング、報告、検証 HLP10：第三者による監査	生物多様性クレジット	比較項目	カーボンクレジット
	2. 人々にとっての公平性と公正性	概要：「害を与えない」アプローチ、有意義で公平な利益の創出。先住民族と地域コミュニティの権利の尊重。積極的な市場アクターとして彼らの参加を確保し、システム内でのリーダーシップとオーナーシップを支援する。	HLP11：法的および慣習的な土地と水の権利 HLP12：人権と先住民族の権利の尊重 HLP13：自由で事前の情報に基づく合意（FPIC） HLP14：先住民族と地域社会のガバナンスへの参画 HLP15：危害の不存在 HLP16：利益配分 HLP17：苦情処理メカニズム	生物多様性保全・回復	ゴール	炭素隔離と排出回避
	3. 市場のためのグッド・ガバナンス	概要：マクロレベルおよびプロジェクトレベルの実施における、システム全体にわたる透明で健全なガバナンス。	HLP18：透明性のあるガバナンス構造 HLP19：データ主権 HLP20：枠組みとの整合性 HLP21：取引可能性	複数の計測ユニット（種の数・豊富さ、生息地の面積・範囲等）	計測	単一の計測ユニット（大気から除去されたCO <sub>2</sub> 量（t））
				自主的な貢献、直接的な影響への地域での補償、サプライチェーン内のインセットに対して使用	使用目的	回避された排出あるいは向上した除去に対して使用
			比較的高い（場所-場所、同種の生物学的同等性を示す必要がある。国際的な補償、地域内に収まらない補償は認めるべきでない）	地域性（Locality）	低い	
			非常に低い	取引しやすさ	高い	

## 2. 国外の状況 — 生物多様性クレジットにかかる国際的な規範形成

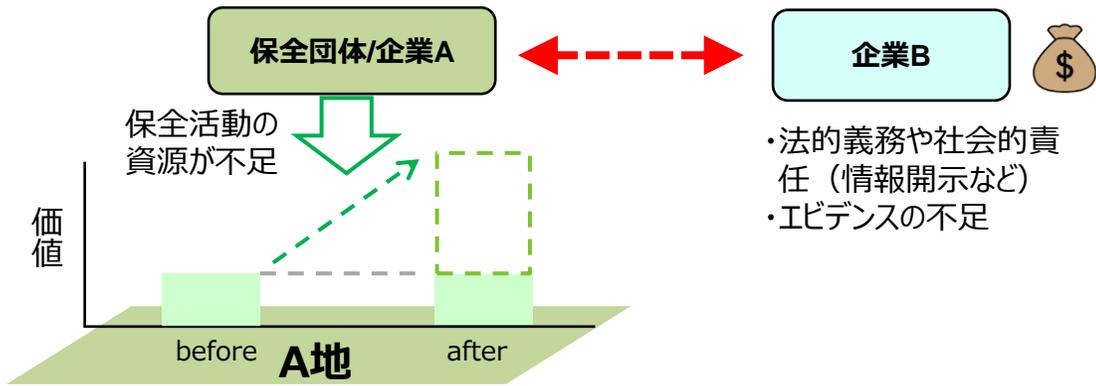
- 「生物多様性クレジット市場のための枠組」が公表された後、2025年5月に、WEFから（IAPBとBCAと共同で）ハイレベル原則の説明資料（ホワイトペーパー）が公表された。
- 本説明資料では、BCAの公表物をもとに、生物多様性クレジットとは、「測定され証拠に基づいた、持続的で、かつ本来であれば発生するはずだったものに対して追加的な生物多様性のプラスの成果の単位を表す証明書」とされており、生物多様性クレジットの種類について、下記の3種類が示されている。

生物多様性クレジットの種類	クレジットについての説明
向上型 (Uplift)	生態系回復などのプロジェクトの介入により生物多様性を改善すること。これは、対象生態系または種群の構造、組成、機能の変化、または脅威指標の減少によって示される。
回避された損失型 (Avoided loss)	プロジェクトの介入（例：保全や土地の指定）により生じる生物多様性の減少を防止すること。これは、対象生態系または種群の構造、構成、機能の変化の防止、または脅威要因の増加の防止によって示される。回避された損失プロジェクトは、通常、生物多様性に対する明確で差し迫った脅威が存在することを示す。
維持型 (Maintenance)	プロジェクトの介入（例：保全管理計画の実施、保全目標と一致した先住民の権利と伝統的利用の有効な認識と保護、保全指定、保全の持続可能な資金調達など）を通じて、生物多様性の健全な状態を維持すること。これは、対象生態系または種群の構造、組成、機能の変化の防止、または脅威の増加の防止によって示される。維持プロジェクトでは、生物多様性は中長期的な脅威によって脅かされる。

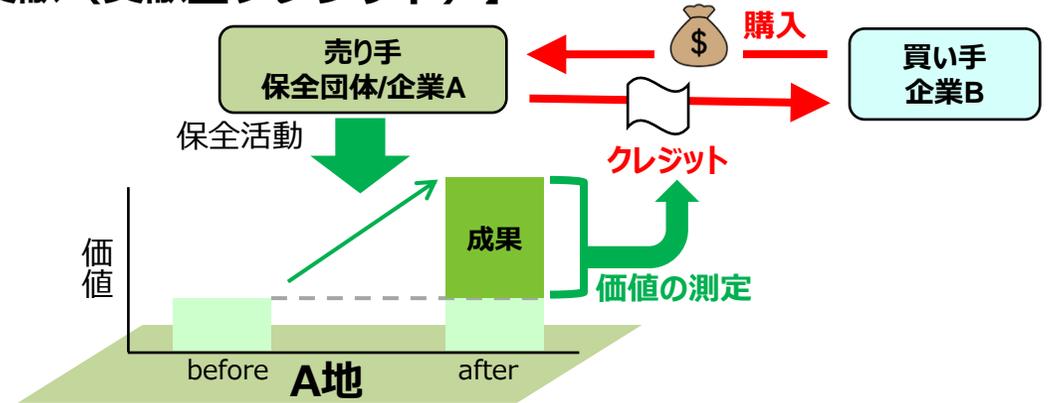
# 生物多様性の価値取引／生物多様性クレジットの概念

- 生物多様性クレジットとして、補償（オフセット）や貢献といったスキームが示されている。
- いずれも生物多様性の価値を定量的に測定できることが前提となっている。

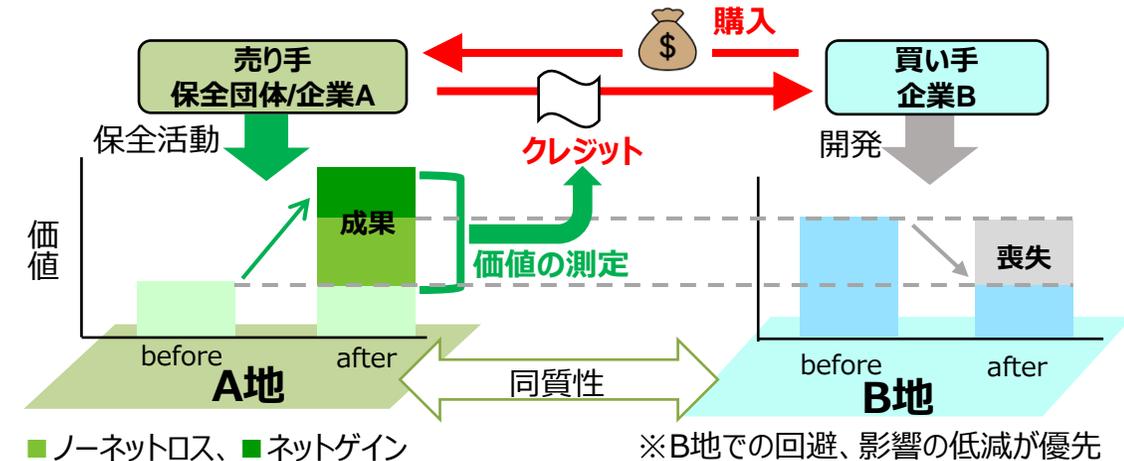
## 【従前の状況】



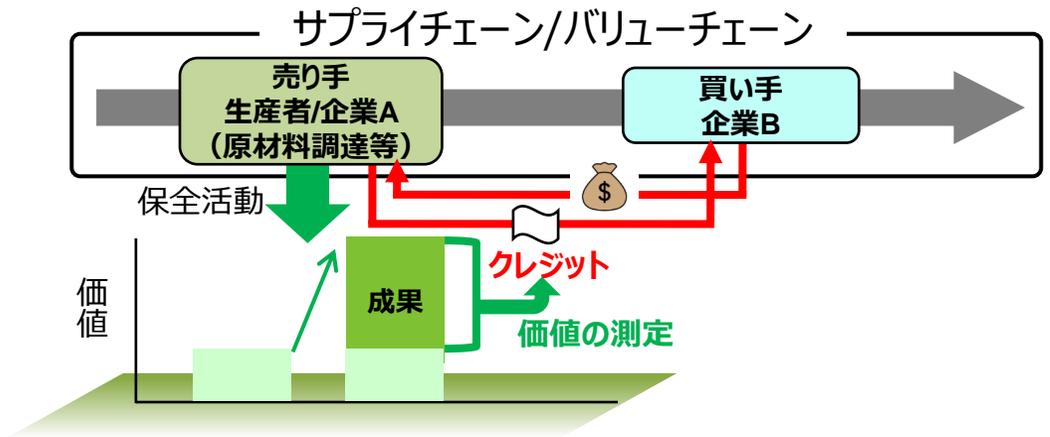
## 【貢献（貢献型クレジット）】



## 【補償（オフセット）】



## 【インセット】



注：各図とも典型的な場合を想定してイメージを図示したものであり、正確な概念を示すものではない

## 2. 国外の状況 — 生物多様性クレジット制度の各国の検討状況

- 各国で生物多様性クレジット制度が検討されており、一部は実装されている。
- 制度の内容としてはバンキングなど補償的なもの、証明書など貢献的なものがある。

### 生物多様性クレジット制度の検討状況



国名	利用事例	構築・実施状況	市場の種類
オーストラリア	貢献（生物多様性証明書）	2025年初頭に予定	任意
ブラジル	貢献	州レベルで予定（パラナ州）	任意
カナダ	貢献（生物多様性証明書）	運用中（パイロット版）	任意
中国	貢献	予定（2024年NBSAPで発表）	
コロンビア	補償（ハビタット・バンキング）	運用中	コンプライアンスと任意
フランス	補償、貢献として使用可能	制定	コンプライアンスと任意
ガボン	補償（生物多様性クレジット付き生息地バンキング）	制定（自主的な取組を模索中）	コンプライアンス（任意を模索中）
ドイツ	補償（ハビタット・バンキング）	運用中	コンプライアンス
インド	貢献・グリーンクレジットプログラム	運用中	原則任意（植林は除外）
ニュージーランド	貢献	計画中（2023年に協議）	任意
フィリピン	貢献（生物多様性クレジット）	ガイドライン発行予定	
UK（イングランドのみ）	補償、ネットゲイン	運用中	コンプライアンスと任意
USA	補償（ハビタット・バンキング）	運用中	コンプライアンスと任意

出典：IAPB（International Advisory Panel on Biodiversity Credits）、令和6年度生物多様性の価値取引に関する調査検討業務報告書より作成  
注）表中の情報は、IAPBの2024年10月公表の文書に基づく

## 2. 国外の状況 – 英国・生物多様性ネットゲイン政策（BNG）の概要

- 英国の生物多様性ネットゲイン政策（BNG）は、個別の開発事業において生物多様性のネットゲインを求める法制度。開発予定地において、定められたメトリクスにより算出された「生物多様性ユニット」を開発前より10%以上増加させることを求めている。⇒補償（オフセット）のうちネットゲイン
- 基本的には開発サイト内でのネットゲインを求めるが、補助的に、サイト外の別の主体が有するユニットをクレジットとして購入して補填する取引制度も有する。

### 概略

開発事業において生物多様性のネットゲインを求める法制度。住宅・商業・工業地の開発予定地の「生物多様性ユニット」を開発前よりも10%以上増加させることが求められる。

補償(オフセット)

### クレジット等の活用

10%増加に満たない場合、開発サイト外のユニットの購入も可能。

### 価値等の定量化

公的機関が示すメトリクス（Biodiversity Metric）を用いて「生物多様性ユニット」を算出する（次ページ参照）。

### 制度化

BNG計画を作成し、地方計画当局（LPA）の事前承認を得なければならない。（国レベルの法的枠組）  
BNG達成は悪影響の回避が緩和に優先するなど。

### その他主なポイント

**メトリクスの経緯**：将来的な生物多様性オフセットの制度化を視野に入れ、2008年から開発が開始され、2011年にバージョン1.0が公表された。2023年にバージョン4が公表され、法定生物多様性メトリクスが公表された。

**生物多様性ゲインヒエラルキー**：開発事業者は以下の順番で対応。

- ① 開発を行う場所（オンサイト）で生物多様性を創出。
- ② 達成できない場合、開発サイト外（オフサイト）でのハビタット創出と組み合わせて達成。オフサイトの生物多様性ユニットの購入も選択可。
- ③ 最終手段。「法定生物多様性クレジット（statutory biodiversity credit）」を政府から購入。

## 2. 国外の状況 – 英国・生物多様性ネットゲイン政策（BNG）の評価手法等

- 「生物多様性ユニット」はメトリクスによって評価される。メトリクスは、「面積」のほか、ハビタットタイプ別にあらかじめ設定された「特殊性」の高低、ハビタットタイプごとの指標（生物データ等）から算出された「状態」の良否、地域にとっての重要性を示す「戦略係数」の高低の各係数で構成される。
- 開発後に見込まれる生物多様性ユニットも、困難度、時間係数、空間係数により開発前に計算される。

### メトリクスの計算式と変数の説明（概要）

**生物多様性ユニット（開発前）** = **面積** × **ハビタットの特殊性** × **状態** × **戦略係数**

ハビタットの希少性等を基に135のハビタットタイプごとに評価。非常に高い「8」～非常に低い「0」までの5段階でスコア化。  
※ハビタットタイプを入力すれば自動で算出される

ハビタットの状態を現地調査をもとに評価。良い「3」～悪い「1」までの基本5段階でスコア化。

ハビタットの地域での重要性を示すもの。  
例：対象サイトが、地方自然回復戦略（LNRS）で、生物多様性にとって重要になる可能性があり、自然回復を行う候補場所の場合スコアが高くなる。

少なくとも  
10%増加

**生物多様性ユニット（開発後）** = **面積** × **ハビタットの特殊性** × **状態** × **戦略係数** × **困難度** × **時間係数** × **空間係数**

ハビタット創出又は向上の不確実性を表すもの。難しいほど、減算される。  
※自動で算出。

ハビタット創出又は向上の開始から目標状態までのタイムラグ。  
※自動で算出。

サイト外のユニットを、10%BNG達成に組み込む場合に使用。別地域の場合、減算。

### 「特殊性」のクライテリアとその情報源

#### クライテリア

- ①英国に残存するハビタットの総量（希少性）
- ②Site of Special Scientific Interest (SSSI)で保護されているハビタットの割合
- ③英国の優先度の高いハビタットのステータス
- ④欧州でのレッドリストカテゴリー

#### 情報源の例

- ・優先度の高いハビタットデータベース (Priority Habitat Inventory)



出典：Natural England Open Data Publication

### 「状態」の評価指標の例

- ・現地調査をもとに、「状態」の評価シートに示された指標を満たすか確認。その数や点数に応じて評価される。シートはハビタットタイプによって異なる。
- ・森林の場合は以下の指標を含む計15指標。

A：樹木の樹齢分布

\*例：3 齢級あれば3点、1 齢級のみは1点

B：野生・家畜・野生化した草食動物によるダメージ

\*食害が確認されない場合3点、森林の4割で食害圧力がある場合1点

C：侵略的植物種

D：在来木本植物種の数

E：在来樹木と低木種の被覆度合い

## 2. 国外の状況 – 豪州・自然修復市場制度の概要

- 豪州の自然修復市場は、自然環境の修復と保護を目的としたプロジェクトへの資金動員を促進する市場制度。状態の指標による回復目標を満了したプロジェクトに「生物多様性証明書」が発行され、市場で取引可能。⇒主に貢献（貢献型クレジット）。
- 生態系や活動のタイプごとに「方法論決定書」が定められ、「生物多様性証明書」発行の基礎となる状態指標や、そのプロジェクトの生物多様性への貢献を評価する「貢献スコア」の算出方法が示されている。

### 概略

生物多様性プロジェクトへの資金動員を促進する市場制度。任意参加型の全国的な市場制度であり、個人、企業・団体等による自然環境の修復と保護を目的としたプロジェクトへの投資を促進するもの。

貢献(貢献型クレジット)等

### クレジット等の活用

生態系の状態の回復目標を満了したプロジェクトに発行される「生物多様性証明書」の取引。

### 価値等の定量化

方法論決定書に定められた状態指標・回復目標と「生物多様性の持続性への貢献スコア」（次ページ参照）。

### 制度化

プロジェクト提案者が獲得した「生物多様性証明書」は、個人の財産として譲渡及び市場での売却が可能（自然修復市場）。オフセットへの使用は禁止。

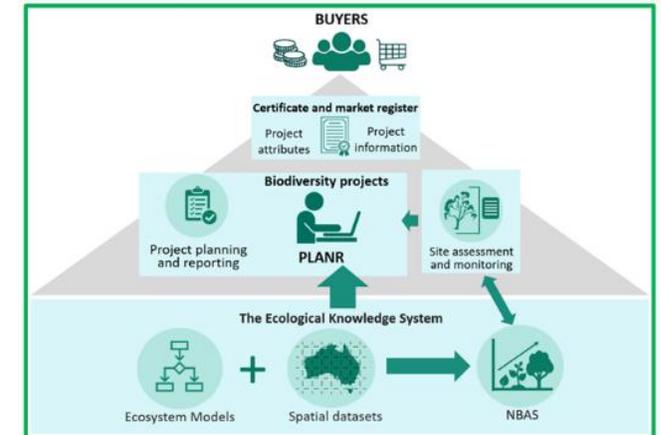
その他主なポイント

**方法論**：「方法論決定書」と呼ばれる法的文書が定める詳細な要件や手順に沿って、プロジェクトの申請・登録が必要。2025年8月時点で公表されている方法論決定書は「自然修復（在来の森林・林地生態系の植生復元）方法論決定書2025」のみ。改変された景観における、過去に伐採された土地を対象とした植生復元プロジェクトに適用される。

**生態学的知識システム（EKS）**：市場の信頼性を支え、プロジェクト提案者が生物多様性の変化を評価・予測するための生態学的情報源を確立し、市場参加者による必要な生態学的情報へのアクセスを向上させることを目的として開発されたシステム（下図）。

### 自然修復市場を下支えするEKSのイメージ

出典：<https://nff.org.au/wp-content/uploads/2024/11/04-11-2024-NFF-Ecological-Knowledge-System-Submission.pdf>



## 2. 国外の状況 – 豪州・自然修復市場制度の評価手法等

- 現在までに定められた唯一の方法論である「在来の森林・林地生態系の植生復元方法論」では、生物データ等による8項目の状態指標と参照生態系を基準とした4段階の回復目標が示され、事後的に発行される生物多様性証明書の基礎となっている。
- 他方で、プロジェクトの生物多様性への質的な貢献を評価できる「生物多様性の持続性への貢献スコア」は、「生態系の状態」、「景観の連結性」、「保全の重要性」を組み合わせることで算出される。プロジェクト実施者はこうしたスコアをウェブ上のプラットフォーム (PLANR) で簡易に計算できる。

### 生態系の状態指標

- ・ 在来植生の林冠高 (m)
- ・ 林冠層における在来植物の被覆率 (%)
- ・ 中層における在来植物の被覆率 (%)
- ・ 林冠層における非在来植物の被覆率 (%)
- ・ 中層における非在来植物の被覆率 (%)
- ・ 下層維管束植物に占める在来草本・低木 (1m以下) の割合 (%)
- ・ 下層維管束植物に占める非在来草本・低木 (1m以下) の割合 (%)
- ・ 在来植物の豊富度 (樹種、低木種、つる植物種、イネ科種、およびイネ科以外の維管束草本種の数)

### 指標と回復目標ごとの閾値 (例：在来植物の豊富度指数)

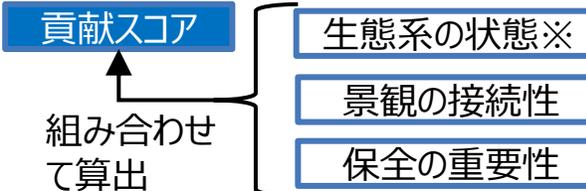
- ・ 参照する生態系の状態の指標値 (ベンチマーク値) を設定し、回復目標を選ぶ。
- ・ 証明書発行のためには、ベンチマーク値と回復目標に応じて変わる目標値 (閾値) に到達するか、その見込みが高いことの証明が必要。
- ・ 指標「在来植物の豊富度指数」の場合は右表の閾値となる。
- ・ なお、プロジェクトの初期状態に応じて、選べる再生目標が変わる。

回復目標	目標値
1	ベンチマークの10-25%
2	25-60%
3	60-80%
4	> 80%

### PLANRの画面と「貢献スコア」の計算例



### 貢献スコアの算出方法 (概要)



※「生態系の状態」の計算式の例

$$condition_{score} = \frac{\sum_{i=1}^m H_i a_i}{\sum_{i=1}^m a_i}$$

Hが状態を示しており、参照生態系を1とした場合の0~1の値

## 2. 国外の状況 – Verra・ネイチャーフレームワークの概要

- Verraのネイチャーフレームワークは、カーボンマーケットの教訓をもとに世界的な活用等を目的としてネイチャークレジットの発行にかかる手順や要件等を示した民間団体の評価枠組。プロジェクト開始から一定期間おきにモニタリングを行い、その期間中の（定量的な）生物多様性面での成果であるネット生物多様性アウトカム（NBO）に対して事後的にクレジットが発行される。⇒主に貢献（貢献型クレジット）
- NBOの測定は定められたメトリクスによって行われる。

### 概略

生物多様性プロジェクトへの資金動員のためのVerra（民間団体。カーボン認証機関最大手。）が作成したフレームワーク。成果を定量化しネイチャークレジットを発行するSD VIStaプログラム内にある。

貢献（貢献型クレジット）等

### クレジット等の活用

生物多様性の回復等を行うプロジェクトの「ネット生物多様性アウトカム（NBO）」に基づき発行された「ネイチャークレジット（NC）」の取引。

### 価値等の定量化

状態指標からメトリクスを用いて「NBO」を算出する（次ページ参照）。

### 制度化

プロジェクト提案者が獲得したクレジットは企業その他関心のある団体の購入を想定。  
NCをオフセットに利用することは不適切。

### その他主なポイント

**経緯**：2022年から開発が開始。2024年に公表。

**対象活動**：現在、生物多様性の回避された損失と回復。なお、長期間生物多様性を維持し成果を上げた活動を評価する仕組みが検討中。

**設計目的**：自主的カーボンマーケットの教訓に基づくこと、世界全体で適用可能であること等、計7つ掲げている。

**発行までのプロセス**：専門家グループのレビュー、第三者機関による検証、パブコメ等のプロセスを経て発行される。

**プロジェクトの要件**：最短5年おきに成果を検証すること、追加性の証明、少なくとも40年成果を維持すること、成果が反転する（失われる）可能性を踏まえ発行クレジットの20%はデポジットに入れること、等が求められる。

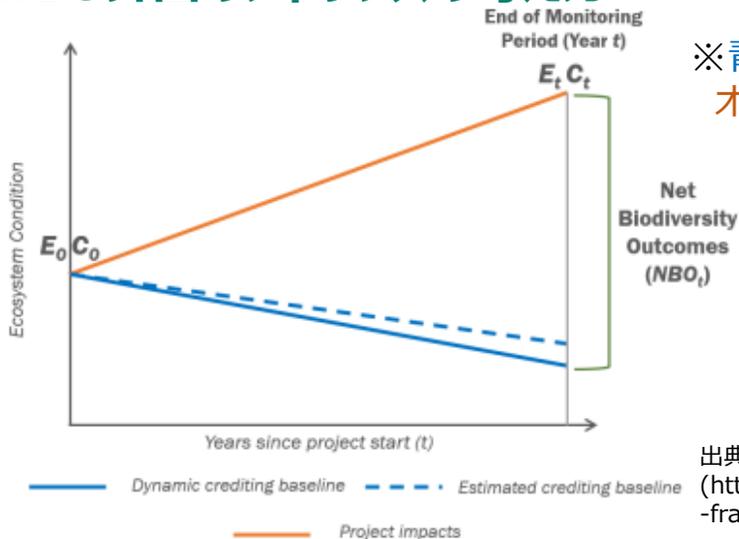
## 2. 国外の状況 – Verra・ネイチャーフレームワーク の評価手法等

- プロジェクトの成果であるNBO、プロジェクトが無かった場合の「面積」×「質」の変化（クレジットベースライン）に対する実測値との差分をもとにメトリクスによって評価される。その質は、最低5つの状態指標で計測するとともに、各指標について参照値（人の影響がほとんどない場合の値）と比較した場合の相対値を計算する。
- 評価に必要なデータがVerraから提供されているわけではないが、林冠被覆等の一部構造指標については外部データ（Global Forest Watch）で計測可能とされている。

### NBO算出のメトリクスの計算式（概要）

$$\text{NBO} = \left[ \begin{array}{c} \text{モニタリング期間後} \\ \text{のハビタットの面積} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{状態} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{開始時} \\ \text{の面積} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{状態} \end{array} \right] \times \left( 1 + \left[ \begin{array}{c} \text{モニタリング} \\ \text{期間} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{ベース} \\ \text{ライン} \end{array} \right] \right) - \left[ \begin{array}{c} \text{リー} \\ \text{ケージ} \end{array} \right]$$

### NBO算出のメトリクスの考え方



※ 青線がベースライン、  
オレンジ線がプロジェクトの効果

出典：NATURE FRAMEWORK Version 1.0  
(<https://verra.org/methodologies/nature-framework/>)

### 状態指標

- ・プロジェクトサイトの生態系の質を表す。
- ・要件として、①植物相と動物相を対象に、構成と構造の計測・モニタリング、②状態指標の選定（生態系タイプごとに最低5指標のモニタリング）、③種構成を扱う構成指標は3指標使用、森林構造等を扱う構造指標は2指標使用、等がある。
- ・計算時には、人の攪乱が最小～無しのシナリオにおける最適値とされる指標の参照値が必要。その参照値で、計測値を割る。

### 指標の例（熱帯・亜熱帯林のバイオームの場合）

構成指標	構造指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象分類群（鳥類等）の種の豊富さ（species richness）</li> <li>・絶滅危惧種等の確認の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木のサイズクラス別の立木密度</li> <li>・林冠被覆</li> <li>・地上部バイオマス</li> <li>・土壌中有機炭素</li> </ul>

### 3. 国内の状況 — オフセットに関する検討

- 環境省においても、2014（H26）年に環境影響評価法の枠組の中で生物多様性オフセットに関する検討が行われ、課題と対応の方向性（案）が示されたが、これ以降具体的な検討は実施されてこなかった。
- ただし、2025（R7）年3月の中環審答申では、ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性オフセットの技術動向等の検討や環境情報基盤の充実化について指摘されている。

#### 「日本の環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて（案）」（平成26年6月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）

社会的な状況	技術的な状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生物多様性オフセット制度の導入についての社会的な懸念の存在               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 影響の回避・低減の軽視の恐れ</li> <li>2) 生態系の数値的価値づけへの抵抗感等</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ オフセットの前提となる影響を回避すべき対象の情報（重要な生態系の地図化等）が不足</li> <li>◆ 回避・低減や残る影響を明示する手法は決まっていない（定量化）</li> <li>◆ オフセット地の目標生態系の決定方法、オフセット可能な範囲（改変地からの距離）や配置計画立案の手法に関する研究が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ オフセット地の維持管理や社会的・技術的課題（管理体制、不確実性等）               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土地管理に関する法令や条例が複雑なために、オフセット地として利用可能な場所が不明確な場合や土地の確保が難しい場合も考えられる</li> <li>2) 事業費や地域の事情（過疎化等）により、オフセット地の長期管理が困難となる場合が考えられる</li> </ol> </li> </ul>	

出典：「環境影響評価と生物多様性オフセット」に関するワークショップ（平成26年6月30日開催）公表資料を一部改変

#### 「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」（令和7年3月、中央環境審議会答申）

生物多様性オフセットにかかる検討等	環境情報基盤の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性保全の重要性が高まっている状況に鑑み、生態系への影響評価に係る技術的な手法や考え方、生物多様性オフセットに係る技術動向等については、情報の整理や検討を早急に進めていくとともに、政府内の関係部局間において情報共有を図り、積極的に連携していくことも必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ こうした環境情報基盤の充実化に取り組み、効果的な環境影響評価の実施、立地誘導による再生可能エネルギーの導入拡大につなげていくことが重要</li> </ul>

出典：同答申別添P.16の「4. 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化」を抜粋して作成

### 3. 国内の状況 — 自然共生サイトと支援証明書制度

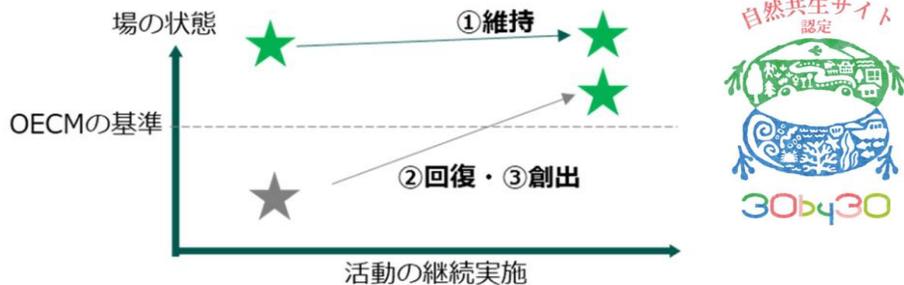
- ネイチャーポジティブや30by30達成への民間企業等の関心の高まりを受け、2023（R5）年度から自然共生サイトの認定を開始。生物多様性の保全に対する資源動員を進めるため、自然共生サイトに係る支援証明書制度を運用。
- 支援証明書制度は、企業等が、直接的貢献（保全活動そのもの）ではなく間接的貢献（保全活動の支援）への証明を受けることによって、投融資につながるインセンティブを得られるよう設計されている。

#### 「自然共生サイト」制度

- 2023年度から、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を自然共生サイトとして認定（2025年9月現在**448**か所）。
- 民間企業を含む多様な主体が認定を受けている。

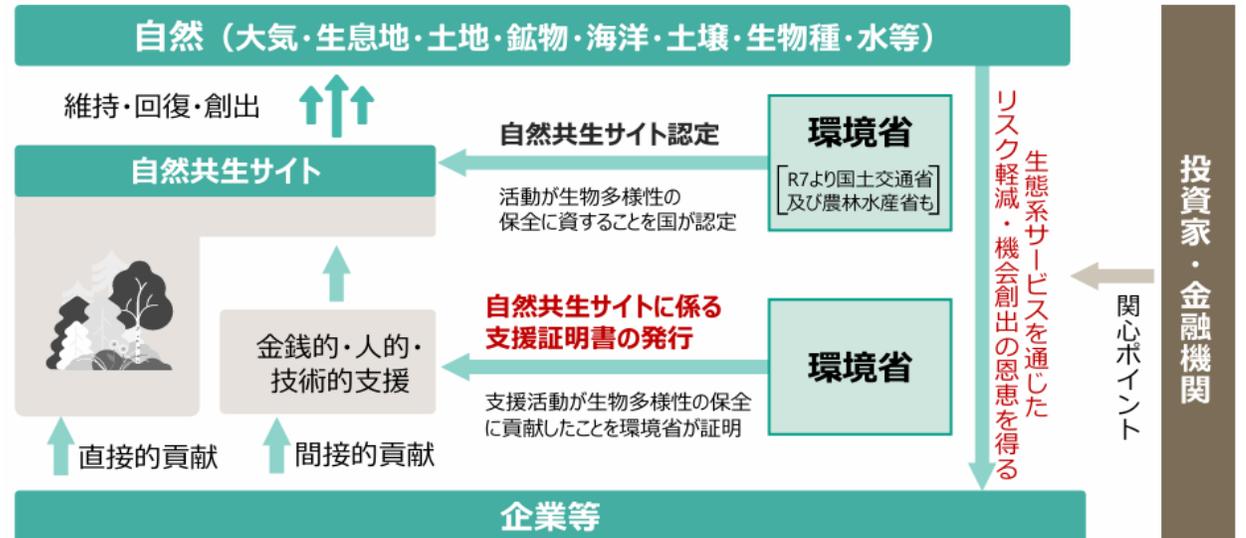
#### 自然共生サイトの法制化

- 自然共生サイトを法制化した新法・**地域生物多様性増進法**が2025年4月施行。
- 「自然共生サイト」制度との相違点として、区域ではなく**活動（活動実施計画）を認定**する制度である点、生物多様性を**回復・創出する活動も対象**となっている点等がある。



#### 自然共生サイトに係る支援証明書制度

- 自然共生サイトの保全に資する**支援へのインセンティブ措置**として、2024年度に試行運用を実施（**11**枚発行）。
- 企業等は、**支援内容、支援による活動、それらによる成果**を申請し、支援証明書の発行を受ける。
- 発行された証明書は、Webサイトや**IR資料**への掲載、**TNFDに基づく情報開示**等への活用が想定されている。



### 3. 国内の状況 — 民間企業・民間団体による評価の取組

- 日本国内の民間企業、団体等においても、近年、生物多様性クレジットに関する検討・取組を進める動きが活発化している。

#### 民間企業・民間団体における新たな検討・取組の例

取組主体	取組内容
東京海上アセットマネジメント株式会社	<p><b>生物多様性クレジットに関する方法論の検討</b></p> <p>2024年より生物多様性クレジット創出に関する共同研究を開始。追加性のある取り組みやMRV（Monitoring：モニタリング, Reporting：報告, Verification：検証）に関する研究を実施。脱炭素の取組みを推進すると同時に、生物多様性においても保全効果を貨幣価値化する事が可能となり、結果として生物多様性保全活動への資金流入が増加することを目指している。</p>
大成建設株式会社	<p><b>「ネイチャーポジティブ評価手法」の開発に着手</b></p> <p>2023年より、企業活動がもたらす自然環境への影響を、「自然資本」への配慮や経済的要素などの観点から定量評価する「ネイチャーポジティブ評価手法」の開発に着手。本評価手法により、事業におけるNP貢献度を可視化し、投資家等のステークホルダーに対する情報開示を支援することで、投融資獲得に繋げることを目指している。</p>
一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）	<p><b>『ABINC認証制度を活用した「（仮称）生物多様性ネットゲイン認証」の開発</b></p> <p>2024年12月、不動産開発や事業用地の整備などの土地開発における生物多様性の損失（ネットロス）を回避する取組をネットゲインの観点で評価を行うワーキンググループを発足。本協議会において、企業や自治体が土地開発を行った際の生物多様性の損失を補うだけでなく、積極的に生態系の価値を向上させる「ネットゲイン」の考え方のもと、これまでのABINC認証を補完する新たな認証制度の検討を開始。</p>

## 4. 課題認識と検討のポイント

### 国内外の状況

- 生物多様性クレジット等はネイチャーポジティブに向けて影響力のある基本的なツールと見込まれる。
- 国際的な規範化・標準化の動きがあり、各国で定量的な価値評価とそれを活用した様々な具体的制度の検討・実装が進んでいる。
- 国内的にも関心が高まり、民間企業・団体において先進的・意欲的な取組が始まっている。

### 課題の認識

- 今後の国際的な動向等によっては、2030年に向けて、生物多様性クレジット等が乱立するおそれもある。
- 質や信頼性の確保の観点や、日本をはじめとするアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然のもつ価値が適切に評価できるよう、民間資源動員を図るべく社会的関心が高いうちに国として生物多様性の価値評価に関する基本的な考え方や技術的な基礎を示しておく必要がある。

### 検討のポイント

- 制度面・社会面
  - ・民間資源動員を図る上で促進策や法規制も念頭に、生物多様性の価値評価手法の構築が必要。
  - ・国が関与して市場の信頼性を担保できる状態が望ましい。
  - ・地域における民間資源動員への活用も重要。
- 技術面
  - ・環境省等の調査研究との連動、生態学等の裏付けが担保される必要。
  - ・ベースライン、空間スケール、生態系タイプ、ストック・フローの扱いなどの検討が必要。

